



新型コロナウイルス感染症対策 特別融資あっせん

あっせん期間を延長しました（令和4年6月30日まで）

あっせん期間

令和4年
6/30まで
木

あっせん金額

500万円以内

利率：無利子

区が利子の全額を負担

※ 区負担率1.65%
ただし、セーフティネット保証
(1~4・6号) がついた場合、
区負担率は1.45%となります。

対象条件：以下の条件を全て満たしている事業者

次に該当する事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により 最近1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少していること
事業所の規模	資本金1千万円以下又は、従業員100人（小売業、卸売業、サービス業は30人）以下
事業所の所在地	法人 港区内に1年以上本店登記と本店での事業の実態があり、 かつ同一事業を1年以上営んでいる法人
	個人 港区内で1年以上、同一事業を営んでいること (事業主の住所が港区内に1年以上ある場合は、都内で同一の事業を1年以上営んでいること)
事業実態があること	次面、港区制度融資における事業実態の取り扱いについて をご参照ください。
対象業種	東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
その他	港区に納期の到来している特別区民税・都民税 (法人は、都税事務所に法人都民税と法人事業税)を完納していること

取扱金融機関

港区中小企業融資あっせん取扱金融機関

資金用途

運転

貸付期間

7年以内（据置1年を含む）

保証人

法人：保証協会の定めるところによる 個人：原則不要

担保

特別の場合を除き無担保

信用保証料

本融資に伴う信用保証料を区が全額補助(100円未満切り捨て)
※融資実行後3か月以内に、区への補助金申請が必要です。

郵送申請で受け付けています

お申込みに必要な書類

1 港区中小企業
融資あっせん申込書

同じもの3通

2 港区中小企業
融資のあっせん
申込等に係る同意書

1通

※ 代表者の同意と実印の押印をいただきます

3 最新の確定申告書、
決算書

※ 電子申告の場合は、法人：法人税の「メール詳細」、個人：所得税の「メール詳細」もご用意ください。
※ 決算後、6ヶ月以上経過している場合はその後の試算表も必要となります

コピー（それぞれ全ページ）1式

4 最新の納税証明書（領収書では受付できません）
法人：都税事務所発行の法人都民税と法人事業税の納税証明書
個人：港区役所発行の特別区民税・都民税の納税証明書
（港区民以外の方は、港区役所発行の特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書）
※非課税の場合は、非課税証明書をご用意ください。

1通（コピー可）

5 法人のみ
履歴事項全部証明書
（登記簿謄本）

3ヶ月以内発行のもの
1通（コピー可）

6 印鑑証明書
法人：法務局に登録している印
個人：市区町村に登録している印

3ヶ月以内発行のもの 1通（コピー可）

7 港区新型コロナウイルス
感染症対策特別融資確認書
（区所定様式）

1通

8 **7** で確認する売上高の
根拠となる試算表、
売上元帳など

コピー1通

9 提出書類
確認シート2

必要書類のダウンロードや最新情報は、
港区公式ホームページ
「緊急支援融資・新型コロナウイルス感染症
対策特別融資・セーフティネット保証（4号・5
号）・危機関連保証の郵送申請について」
（<https://www.city.minato.tokyo.jp/keisoudan/yusou.html>）をご確認ください。

※ 都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所で申請できるほか、郵送による申請も受け付けております。詳細は東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.jp/> をご確認ください

※ **4** 個人：港区役所発行の特別区民税・都民税の納税証明書及び **6** 個人：港区役所発行の印鑑証明書については事務手数料が無料になります。詳細は港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/shibamadochou/shingatakorona.html> をご確認ください

港区制度融資における事業実態の取り扱いについて

・バーチャルオフィスが本店所在地・事業所在地となる場合は、当該地にての事業実態が認められないと判断し、あっせんの対象外となります。また、シェアオフィスやコワーキングスペース等の形態が共働のワークスペースとなっている場合も対象外となります。

ただし、明確に定められた独占の業務スペースを有し、そこで実質的に事業活動を行う場合は対象となる場合があります。

※港区民である個人事業主はこの限りではありません。

・「1年以上の事業実態」は、初売上から1年以上経過していることを要します。

問合せ

産業振興課専用コールセンター TEL:03-3578-2560・2561（月～金 9:00～17:00）